

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）の役員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規程において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(役員の数)

第3条 役員を次のとおり区分する。

- (1) 理事 35名以内
- (2) 監事 2名

(候補者選出方法)

第4条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事 地域支部長の推薦及び会長推薦。
- (2) 地域協（議）会会長は、年度当初（4月1日）時点の会員数70名に1名の割合で、役員を推薦する。
- (3) 監事 理事会の議決により候補者を選出する。

(理事の推薦)

第5条 理事に推薦する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 推薦者は、定款第7条に規定する正会員であること。
- (2) 地域支部長は、所定の推薦状に推薦者を記載し、提出しなければならない。
- (3) 会長は、所定の推薦状に推薦者を記載し、提出しなければならない。

(役員選任方法)

第6条 総会において役員を選任する方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事 推薦者の候補者を総会に提案し、総会の過半数をもって決する。
- (2) 監事 理事会にて指名のあったものを提案し、総会の過半数をもって決する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年間とする。

(欠員)

第8条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

(委任)

第9条 この規程に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第10条 この規程を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、平成28年3月28日から施行する。

役員推薦届出書

一般社団法人山口県介護支援専門員協会の役員に、下記のことを推薦したいので、届け出いたします。

記

地域協（議）会 名
氏 名

平成 年 月 日

住 所 〒
推せん者

印

一般社団法人山口県介護支援専門員協会 様